

遠隔地修学支援制度規定

平成26年4月

大阪夕陽丘学園短期大学

1、 本学が定める遠隔地対象地域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県以外の都道府県全域および以下の市町村	
兵庫県	新温泉町、香美町、豊岡市、養父市、朝来市、宍粟市、佐用町、上郡町、赤穂市、相生市、たつの市、市川町、神河町、福崎町、多可町、加西市、加東市、西脇市、丹波市、淡路市、洲本市、南あわじ市、姫路市夢前町、姫路市家島町
京都府	京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津市、福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹波町、南丹市
奈良県	曽爾村、御杖村、東吉野村、川上村、黒滝村、天川村、上北山村、下北山村、十津川村、野迫川村、五條市大塔町
和歌山県	有田市、湯浅町、有田川町、紀美野町、由良町、広川町、日高川町、日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、古座川町、串本町、太地町、那智勝浦町、新宮市、北山村
滋賀県	長浜市、米原市、多賀町、愛荘町、甲良町、豊郷町、高島市
三重県	いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、多気町、玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、度会町、大紀町、大台町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町

2、 申請資格

入学式当日現在で保護者が1で定める地域に在住する入学生

3、 申請方法

申請資格を満たせば本制度の対象となり、入学後、4月に開催される説明会に出席し期日内に申請書を提出のこと

4、 給付額

15万円（5月末に一括支給）

5、 申請書類

- ① 申請書（本学指定、入学後の説明会で配布）
- ② 保護者の住民票

6、 本学の他の修学支援制度との重複利用

全て可（ただし、社会人入試・帰国生徒入試・留学生入試での入学者は本制度適用外）

7、 採用取消について

授業料の延納または分納を特例で認めた場合、給付を授業料完納後まで延期し、定められた期日に未納の場合は本制度の採用を取消とする。

給付までに退学、除籍になった場合は本制度の採用を取消とする。

8、 その他

申請書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

申請書類に記載されている個人情報は、本制度の採用確認に限定して利用し、その他の目的には一切使用しない。

以上